

# 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員意見（その他）

資料 1-2

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【7月25日審議会】</p> <p>大阪府土地開発公社</p>	<p>「新規採用3年以内の用地職員の実践力向上研修」、「幹部養成研修」はそれぞれ配点が15点と10点で、合わせると25点となり全体の1/4を占めている。</p> <p>それぞれ年間で延べ何時間ほどの研修となるのか。</p>	<p>「新規採用3年以内の用地職員の実践力向上研修」は、年2回開催し、計8時間の研修です。研修内容は、職場におけるOJTの成果を測るべく、日常的に出てくる職場における課題をテーマに研修生とベテラン職員がディスカッションし、解決策を導き出す実践的な内容としています。</p> <p>次に、「幹部養成研修」は、年1回、2時間の研修で、公社における次代のリーダーを育成すべく、公社役員から人事や業務管理などのマネジメント、リーダーシップの発揮方法、リスクマネジメントなど幹部職員に必要な知識・心構えを中心に講演方式で実施しています。</p> <p>いずれの研修も、日頃のOJT、公社のみならず府用地対策連絡協議会や府用地課主催の研修等と相まって、職員の専門性や実践力、あるいはリーダーとしての適性・能力を高めるべく実施しています。</p> <p>公社の組織力は、職員の専門性や実践力等の維持・向上いかににかかっており、人材育成研修の重要性を踏まえ、今後もその充実に努めてまいります。</p>
<p>【7月25日審議会】</p> <p>公益財団法人大阪府国際交流財団</p>	<p>3. 主要事業の概要の【事業計画及び事業実績】に関して、事業実績と同様、事業計画についても、件数等の計画数値を事業量として記載すべきである。</p>	<p>中期経営計画等で計画数値を策定している事項について、令和5年度及び令和6年度計画にも、計画数値を事業量として記載しました。（別紙1）</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【7月26日審議会】</p> <p>(公財)大阪府都市整備推進センター</p>	<p>○正味財産増減計算書「事業収益」にかかる分析・評価について、減少以外に増加要因もあると思うので、追記してはどうか。</p>	<p>以下のように増加要因を追記しました。(別紙2)</p> <p>「事業収益の減少については、土地区画整理事業において受託業務の増(321,794千円)があった一方で、橋梁等点検の受託業務量が減(304,471千円)、また阪南2区の陸上建設残土の受入量の減(135,718千円)となったこと等が主な要因である。」</p>
	<p>○「公益目的事業に資する正味財産の維持」について、決算書上の正味財産と一致しない(決算書上の数値より増加する)理由を教えてください。</p>	<p>当センターの現中期経営計画における経営目標として、事業実施のベースとなる正味財産(自己資本)を維持することで財務基盤の安定性を確保するため、令和2年度決算における正味財産額をゴーイングコンサーン上必要な額として計画期間中維持するとしている。</p> <p>毎年度の経営目標における数値の算出にあたって、次の2点に係る正味財産の減少については、影響を除外して算出しているため、決算書上の正味財産とは一致しない。</p> <p>①「密集市街地まちづくり活動支援事業(拡充取組み)」は「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、令和7年度末を目途に「地震時等に著しく危険な密集市街地」を9割以上解消することを目指していることから、府施策に従い将来的に取り崩すこととされている基本財産の取崩し額については、あらかじめ正味財産額の維持の算定から除外することとしており、復元を要しない。</p> <p>②「減価償却費」のうち、「環境共生型まちづくり事業(阪南2区)」、「近隣センター事業」及び「不動産賃貸事業」に係るものについては、将来的に大阪港湾局や地元市等へ引き渡すこと等を目的として推進しており、将来的に当センターの資産から外れる資産に係るものであるため、財産の減額がないものとして算出している。</p> <p>R5実績値</p> $= \text{「R5年度末正味財産合計(決算書数値)」} - \text{「除外対象の基本財産取崩し額」} + \text{「除外対象の減価償却費」}$ $= 32,417,960 \text{千円} - 308,035 \text{千円} ※1 + 522,108 \text{千円} ※2 = 32,632,033 \text{千円}$ $\approx 32,632 \text{百万円}$ <p>※1 基本財産取崩・・・130,700千円(R6) + 177,335千円(R7)</p> <p>※2 減価償却(R3,4,5)・・・279,078千円(環境共生) + 223,012千円(不動産賃貸) + 20,018千円(近隣C)</p>
	<p>○法人による評価結果</p> <p>「市町村道路施設点検等の支援団体数」に関して「職員数も不足はなく専門知識も有していることより」との記載があり、法人が記載のとおり認識しているような記載となっている。</p> <p>こちらは各市がそのように認識しているということだと思うので、記載を修正してはどうか。</p>	<p>基本協定未締結の自治体より回答を得ていることから、以下のように記載を修正しました。(別紙2)</p> <p>・・・「市町村道路施設点検等の支援団体数(支援に関する基本協定締結団体数)」については、市町村の人的負担を軽減できることや多くの点検データの共有による劣化予測の精度向上等をPRしたものの、基本協定未締結の自治体からは、「職員数も不足はなく専門知識も有していることより、現在のところ技術支援の必要はない」との回答があり、目標を達成することは出来なかった。</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【7月26日審議会】</p> <p>大阪モノレール株式会社</p>	<p>○「5. 財務状況」の分析・評価について、例えば、収入が増えたからといって、その分費用が増えていれば現金預金が増加しないように、現在の記載では、どういった理由による増減なのか具体的な要因がわからない。</p> <p>記載内容を修正していただきたい。</p> <p>(※現金預金、未収金、長期借入金、特別利益、特別損失)</p>	<p>「5. 財務状況」の分析・評価の記載内容を修正しました。(別紙3)</p>
	<p>○「5. 財務状況」の特別利益、特別損失について、令和5年度に加えて、令和4年度の発生要因を教えてください。</p> <p>(何に関する国庫補助金なのかも含めて)</p>	<p>令和4年度の発生要因は以下のとおりとなります。</p> <p>(特別利益)</p> <p>国庫補助金等収入283百万円 (可動式ホーム柵設置に伴う補助金270百万円・涼霧システム設置に伴う補助金14百万円)</p> <p>(特別損失)</p> <p>固定資産圧縮損242百万円 (可動式ホーム柵設置に伴う圧縮損229百万円・涼霧システム設置に伴う圧縮損13百万円)</p> <p>令和5年度の発生要因については、別紙3に記載のとおりとなります。</p>
	<p>○「5. 財務状況」の令和5年度の営業外費用について、前年度比8,000万円の減少要因を教えてください。</p>	<p>営業外費用の主な減少要因は、受託事業にかかる経費についての計上方法変更(営業外費用→軌道業営業費用)に伴う減(R4年度54百万円→R5年度0円)、借入金に対する手数料の減(R4年度47百万円→R5年度15百万円)です。</p>
	<p>○「5. 財務状況」の令和5年度の売上高が前年度比で約9億円増加している一方で、売上原価は比例せず約4,000万円の減少となっている。その要因を教えてください。</p>	<p>鉄道事業は固定費の割合が大きいため、売上高の変動が売上原価(人件費、設備維持費等)に影響を与えにくい財務構造になっています。</p> <p>売上原価が減少している主な要因は、燃料調整費等の影響を受けた動力費(電気代)の減(65百万円)となります。</p>
	<p>○「5. 財務状況」の令和5年度の退職給付費用に関して「△73,617(千円)」とマイナス計上となっている点について、審議会の中で委員による補足説明もあったが、法人会計上も補足説明のとおりで間違いなにか。</p>	<p>補足説明の内容で間違いございません。</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p style="text-align: center;"><b>【7月26日審議会】</b></p> <p>公益財団法人 大阪府保健 医療財団</p>	<p>5. 財務状況の分析・評価に関して、</p> <p>①現金預金について、収入が増えたからといって、その分費用が増えていけば、増加しないように、現在の記載では、どういった理由による増減なのか具体的な要因がわからない。再度、増加要因を分析いただきたい。</p> <p>②未払金についても変動が大きいと思われるので、記載すべきである。</p> <p>③その他固定負債の減少理由として、長期未払金の減を挙げているが、なぜ長期未払金が減となったか、その理由も記載すべきである。</p>	<p>以下のとおり、それぞれ回答します。（別紙4のとおり、5. 財務状況の分析・評価を修正）</p> <p>①改めて増加要因について分析を行いました。突出した特殊な要因をお示しすることは困難であるため、審議会での委員のご意見並びに他の科目と比較し、前年度比増減が大きくないことも踏まえ、再検討した結果、今回は分析・評価欄に現金預金を記載しないことといたします。</p> <p>②未払金について、分析・評価欄に以下の内容で記載しました。 未払金の減少については、循環器病予防事業を地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に移管したことによる循環器病予防事業の委託費などの未払金の減（25,486千円）が主な要因である。</p> <p>③長期未払金が減となった理由は、分割払いをしている健診システム代金を支払ったことによるものです。分析・評価欄に追記しました。</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【7月31日審議会】</p> <p>(公財)大阪府文化財センター</p>	<p>外部監査（監査法人又は公認会計士による会計監査人監査）を受けているか。</p> <p>監査法人による外部監査の場合は、監査法人名を教えてください。</p>	<p>外部監査は受けていません。</p> <p>徳永会計事務所（徳永浩司公認会計士）による監事監査を毎年決算時に受けています。</p>
	<p>「5. 財務状況」の分析・評価欄に記載されているその他流動負債の資産除去債務の増（84,521千円）は、正味財産増減計算書のどこに含まれているのか教えてください。</p> <p>また、必要であればそれを踏まえた上で、分析・評価のコメントを記載していただきたい。</p>	<p>資産除去債務の増は正味財産増減表の中の、経常費用の事業費（科目では減価償却費）に含まれます。</p> <p>事業費の「分析・評価」欄については、その点を踏まえて表現を修正しました。（別紙5-1のとおり）</p> <p>（なお、当初、事業費の「分析・評価」欄の減少理由に、府立博物館指定管理事業が終了したことによる減として、減となった費用を228,083千円と記載していましたが、再度精査した結果、176,753千円の減となります。併せて「分析・評価」欄の金額を修正しています。）</p> <p>（修正前）</p> <p>事業費の減少については、府立博物館指定管理事業が終了したことによる減（228,083千円）が主な要因である。</p> <p>（修正後）</p> <p>事業費の減少については、府立博物館指定管理事業が終了したことによる<u>関連費用の減（176,753千円）に加えて、R4年度で事務所撤去関連経費の減価償却が完了したことに伴う減（139,395千円）</u>などが生じた一方で<u>資産除去債務の増（84,521千円）</u>などが生じたことにより結果として減価償却費が減（54,707千円）となったことなどが主な要因である。</p>
	<p>「3. 主要事業の概要」の【事業計画及び事業実績】の「4. 文化財資料活用事業」の（1）発掘調査現地説明会・現地公開事業」の令和5年度実績が視聴者数270名となり、過去実績や計画からみるとかなり低いように感じるが、数値は正しいか。</p>	<p>270名は正しい数値です。この数字になった要因は、R4年度はコロナ禍であったため、年間を通して定期的に発掘成果について動画作成を行い配信した一方で、R5年度はコロナ禍が明け、実地での現地公開を優先的にを行い、動画の作成・公開を事後としたためです。</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【7月31日審議会】</p> <p>(公財)大阪府文化財センター</p>	<p>「6. R5年度 経営目標の達成状況」</p> <p>①最重点目標のR5実績値について、63件となっているが、「3. 主要事業の概要」の【事業計画及び事業実績】の記載内容との整合性が合うように表現を工夫して記載してほしい。</p> <p>②「当期経常増減額」の令和5実績値について、「5. 財務状況」内の正味財産増減計算書の「当期経常増減額」の数値と異なっているのはなぜか。</p>	<p>①最重点目標である「発掘調査の現地公開・セミナー等の実施件数」は、「3. 主要事業の概要」の【事業計画及び事業実績】の「4 文化財資料活用事業」のは発掘調査成果活用件数を除いた件数の総数となります。（「文化財共同研究事業等」の件数については、これまで明記していなかったため今回から記載することとし、また、令和6年度の計画数値に誤りがありましたので、それも含め、別紙5-1、別紙5-2のとおり修正しました。）</p> <p>②「5. 財務状況」に記載の当期経常増減額の数値が正しい数値ですので、「6. R5年度 経営目標の達成状況」に記載の当期経常増減額の記載を修正しました。（別紙5-1のとおり）</p>
	<p>「7. 法人による評価結果」について、次の点も踏まえ、再考いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現がわかりにくいもの</li> </ul> <p>「26年間以来」、「来館者増の開拓を行う」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的語が不明</li> </ul> <p>「積極的に推進していきたい」</p>	<p>「7. 法人による評価結果」の記載を修正しました。（別紙5-1のとおり）</p>
	<p>「8. 府の審査・評価の結果」</p> <p>（評価）欄について、『イレギュラーではあるが1調査に対して現地公開を複数回実施したことや、』と記載があるが、報告書内のどこに基づいているのかわかりにくいので、工夫した形に修正してほしい。</p>	<p>「3. 主要事業の概要」の【事業計画及び事業実績】の「4 文化財資料活用事業」の備考欄に追記しました。（別紙5-1のとおり）</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【7月31日審議会】</p> <p>(公財) 千里ライフサイエンス振興財団</p>	<p>正味財産増減計算書内訳表の収益事業等会計について、経常収益が約95万円であるのに対して、経常費用が約1,770万円である。費用と収益に大きな差がある理由はなにか。</p>	<p>公益目的事業会計及び収益事業等会計にかかる共通費用及び共通収益については、それぞれを一定の按分割合により按分して計上している。共通費用における按分割合については、行政庁の立入検査により適正化を求められ、それに従い按分率を変更し行政庁の承認を得た。その際、共通収益についても変更した共通費用と同様の按分割合に変更したい旨行政庁に申し出たが、収益の按分率については同様の変更は認められないとの回答であった。よって、共通費用と共通収益の按分率に差が生じており、収益事業等会計の費用と収益に差が生じている。</p>
	<p>財務諸表の注記「10.満期保有目的の債権の内訳並びに帳票価額、時価及び評価損益」では評価損益が約1,900万円となっているが、資料1のP.56,57「5. 財務状況」の財務諸表上のどこに反映されているのか。</p>	<p>会計基準上、「その他有価証券」と位置付けた有価証券はその評価損益を財務諸表上開示しなければならないが、「満期保有目的の有価証券」は評価損益を注記で開示し、財務諸表上明らかにする必要はないこととなっているので反映されていない。</p>
	<p>財務諸表の注記「17. その他」の国債について、「10.満期保有目的の債権の内訳並びに帳票価額、時価及び評価損益」に記載されていないのは国債が満期保有目的ではないからか。その場合、満期保有目的とならなかった理由はなにか。</p>	<p>前段はそのとおり。</p> <p>国債は購入時において、満期まで保有したい高金利の運用商品（仕組債等）がなかったため、満期保有を目的とせず購入を決定したもので、いずれ売却により高金利の運用商品に切り替えることを想定していた。しかし、その後市場金利の上昇に伴い国債価格が下落したことから、現在売却すると売却損が生じることから売却できない状況にある。また現在財源が十分に確保されているため、売却損を出してまで高金利の仕組債等に切り替えるメリットがない。</p>
	<p>「千里ライフサイエンスフォーラム 会員参加者比率」について、令和6年度から成果測定指標ではなくなるが、今後も会員を増やすことを重要と考えているのか。</p>	<p>フォーラムは、一般の方を対象として、ライフサイエンスを中心にその他多様な分野について、学習と交流の場を提供することを目的としている（現在、会員のみではなく一般の方も参加可能）。会員のメリットには、①個別に案内を送付、②懇親会に参加（有料）、③録画配信1か月視聴（一般は3日間）、④LFニュース送付があり、特に、財団に対する理解を深めていただくことともに、知的交流の場に参加いただくことができるので、今後とも会員数を増やしたいと考えている。一方、参加者（会員を含む）のニーズ調査などを実施していく中で、会員のメリットに関するニーズが少なくなってきた場合には、見直しを検討しなければならないと考えている。</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【8月2日審議会】</p> <p>(一財)大阪府みどり 公社</p>	<p>「5. 財務状況」の分析・評価欄の未払金の記載内容の表現がわかりにくいいため、修正いただきたい。</p>	<p>以下のとおり修正しました。(別紙6のとおり)</p> <p>(修正前) 未払金の減少については、令和4年度に未払金計上した退職金(15,265千円)、納付金(6,326千円)の支払いが、令和5年度は発生しなかったことによる減が主な要因である。</p> <p>(修正後) 未払金の減少については、令和4年度は、退職金(15,265千円)、納付金(6,326千円)について未払金計上を行ったが、令和5年度は発生しなかったことによる減が主な要因である。</p>
	<p>「8. 府の審査・評価の結果」の府の評価結果及び指導・助言欄に「森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数については、中期経営計画の最終年度である令和7年度に累計目標値である25市町村が達成できるように」との記載があるが、報告書内に累計目標値や累計実績値に関する記載がないため、追記いただきたい。</p>	<p>以下のとおり追記しました。(別紙6のとおり)</p> <p>なお、令和5年度末までの累計実績について、審議会当日15市町村と説明しましたが、10市町村の誤りでしたので訂正いたします。</p> <p>■「3. 主要事業の概要」の【事業計画及び事業実績】欄 「森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数」欄に累計市町村数を追記。(令和5年度計画欄：14市町村、令和5年度実績欄：10市町村及び令和6年度計画欄：15市町村。) また、備考欄に「令和7年度末累計目標：25市町村」と追記。</p> <p>■「11. R6年度 目標設定表」の【戦略目標達成のための活動事項】欄 参考として、「令和7年度末累計目標：25市町村(令和5年度末累計実績：10市町村)」と追記。</p>

審議会日及び法人名	委員意見	部局・法人回答
<p>【8月2日審議会】</p> <p>(公財) 大阪府漁業振興基金</p>	<p>「5. 財務状況」の受取寄付金の増加要因として記載している特定資産である栽培漁業推進積立資産取崩による収益計上について、この受取寄付金は、受入時点では収益化されないとの理解でよいか。</p> <p>現状の記載では、その点がわかりにくいため、分析・評価欄の記載を修正いただきたい。</p>	<p>○R2年度に債券の一部を売却し、その売却益については指定正味財産増減の部の基本財産運用益に計上。今回、R5年度に「栽培漁業推進積立資産」を取り崩して使用するため、指定正味財産から一般正味財産へ振替を行ったものです。</p> <p>※振替により、一般正味財産が増加（一般正味財産増減の部で「収益（受取寄附金）」として計上）、指定正味財産が減少（指定正味財産増減の部で「一般正味財産への振替額」として損を計上）。</p> <p>【経緯】</p> <p>&lt;R2年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産の債券を一部売却。</li> <li>・売却益は正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の「基本財産運用益（基本財産受取利息）」に計上。</li> <li>・売却益（153,412千円）を基本財産から特定資産の「栽培漁業推進積立資産」に移し替え。</li> </ul> <p>&lt;R5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「栽培漁業推進積立資産」を取り崩して使用するため（3,000万円）、指定正味財産から一般正味財産への振替（受取寄附金に振替分を計上）。</li> </ul> <p>●分析・評価欄についても修正しました。（別紙7のとおり）</p>
<p>【8月2日審議会】</p> <p>(株) 大阪鶴見フラワーセンター</p>	<p>「5. 財務状況」の貸借対照表の現金預金の減少理由として、売上高賃料等の減を主な要因として記載しているが、当期利益が約28,000千円とプラスであるので、売上高の減が現金預金の減少理由とはいえない。</p> <p>再度分析の上、記載を修正いただきたい。</p> <p>「5. 財務状況」の損益計算書の営業外収益の増加理由として、元交流施設の無償譲渡に係る一時金（退去時復旧費用）を要因として記載しているが、これは、「営業外収益」ではなく、「特別利益」に計上すべきものではないかと考える。</p> <p>「営業外収益」に計上した理由を教えてください。</p>	<p>再度分析を行い、主な増減要因をもとに次のとおり修正しました。（別紙8のとおり）</p> <p>(修正前)</p> <p>現金預金の減少については、卸会社からの売上高賃料の減（15,819千円）、売上高光熱費の減（17,738千円）が主な要因である。</p> <p>(修正後)</p> <p>現金預金の減少については、借入金（23,891千円）や元交流施設の無償譲受に係る朝日生命からの一時金（退去時復旧費用：20,000千円）などによる増があった一方で、元交流施設取得に係る不動産取得税や不動産所有権移転登記費用（72,532千円）などによる減があり、結果として現金預金の減（35,518千円）となったものである。</p> <p>本件は会計監査人（公認会計士）と協議し、弊社監査役（公認会計士）に説明のうえ、特別利益の条件の一つである「極めて多額である」には該当しないと判断し「営業外収益」に計上したものです。（概要を個別注記表に記載）</p>